

平成23年第1回教育委員会臨時会記録

平成23年1月28日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年1月28日（金）午前9時30分～午前9時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 委員代理者 宮坂 公夫
 委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
 教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改部長 渡辺 均
 庶務課長 北風 進 教育人事課長 佐藤 浩
 教育改部長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士
 学校適正配置課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通
 社会教育課長 植田 敏郎 郷土博物館長 阿出川 潔
 済美教育一長 玉山 雅夫 済美教育一長 坂田 篤
 済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広
 統括指導主事 中央図書館長 堀川 直美 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子
 事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
 担当書記 島崎 和也

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第2号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例

議案第 3 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 平成 22 年度杉並区一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 8 号 平成 23 年度杉並区一般会計予算

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第2号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第3号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第4号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第5号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第6号 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第7号 平成22年度杉並区一般会計補正予算（第5号）	7
議案第8号 平成23年度杉並区一般会計予算	8

委員長 ただいまから平成23年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は對馬委員にお願いいたします。

日程第1、議案第2号から日程第7、議案第8号までの全ての議案が、平成23年第1回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律第13条により、本日の会議を非公開にいたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、本日の会議につきましては非公開といたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第1、議案第2号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第2、議案第3号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第3、議案第4号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件については、幼稚園教育職員の人事・給与制度の改正に伴う条例の改正のため、議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第2号から第4号までにつきまして、ご説明を申し上げます。

この度、幼稚園教育職員一人一人の意欲や能力を一層高めるため、職務・職責をよりの確に反映した人事・給与制度が必要であるとの観点から、現行の教頭を学校教育法上の「副園長」に位置づけるとともに、特別区独自の職として、「主任教諭」を設置し、園長、副園長、主任教諭及び教諭の4層制を基本とする新たな制度を導入することといたしました。また、義務教育等教員特別手当の見直し、月60時間を超える超過勤務にかかる日曜日等の取り扱いの変更、超勤代休時間制度の導入等を行うため、条例案の作成に当たって、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、議案第2号、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の新旧対照表の1ページをご覧ください。

教員の定義を定める第2条では、教頭に代えて副園長を定め、助教諭等を削っております。なお、主任教諭につきましては、学校教育法上の教諭であることから、本条には規定をしてございません。今後、杉並区立学校の管理運営に関する規則に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭として規定することといたしたいと存じます。

次に、2ページから3ページをご覧ください。

超勤代休時間にかかる規定として、第11条の4を加えてございます。超勤代休時間は、月60時間を超える超過勤務について割り増しされる超過勤務手当の支給に代えまして、勤務を要しない

時間として指定をするものです。

4 ページをご覧ください。

超勤代休時間制度の導入に伴いまして、本条例の附則により、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正し、第19条では、超勤代休時間は給与を減額しないことを規定してございます。

5 ページから 6 ページの超過勤務手当について規定をしております第20条では、第 6 項を加え、超勤代休時間に相当する超過勤務手当の割り増し分は支給しないことを規定してございます。

続きまして、議案第 3 号、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の最後から 2 枚目、資料 2 の給与改定の概要をご覧ください。

まず給料表につきまして、現行では 3 級制となっておりますが、園長、副園長、主任教諭及び教諭の 4 級制としてございます。また、昇格時の号給決定方式を改めることによって、園長の給料月額を加算を廃止いたします。

次に、超過勤務手当につきまして、日曜日等を超過勤務手当の割り増しとなる 60 時間の算定基礎に含めることによって、月 60 時間を超える日曜日等の超過勤務手当の支給割合を引き上げます。

次に、期末・勤勉手当の職務段階別加算について、主任教諭の職務の級の設置に伴いまして、加算の対象となる職務の級及び職員の区分を、2 級の主任教諭以上といたします。

次に、義務教育等教員特別手当につきまして、国庫負担金の縮減を踏まえ、他団体との均衡を図る観点から、引き下げを行います。なお、本条例の附則では、職務の級や号給の切り替えに必要な規定や、それに伴う経過措置等を規定する他、杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正し、職員の定義を改めることとしてございます。

次に、議案第 4 号、「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の新旧対照表 1 ページをご覧ください。

今般の人事・給与制度の見直しに伴いまして、副園長として退職した場合は、退職手当の算定基礎に教職調整額が含まれないことになることから、本年 3 月 31 日で教頭であった職員が平成 23 年度以降に副園長として退職した場合、本年 3 月 31 日に教頭として退職した場合に比べて退職手当が減額となる場合がございます。そのため、平成 25 年 3 月 31 日までの間、その影響を緩和するため、副園長として退職した場合の退職手当と、同じ理由で本年 3 月 31 日に教頭として退職をしていたならば、支給されるべき退職手当の額のいずれか多い額を支給することとしてございます。

最後に施行期日ですが、3 議案とも平成 23 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいま3議案を一括して上程し、説明を承りましたが、ご質問やご意見があれば、議案番号を最初に明示して、ご質問、ご意見を示してください。何かございますか。ありませんか、よろしいですか。

私から1つ伺います。

子供園化をしたところの旧幼稚園の職員ですが、その人たちはこれが適用されるという……。

庶務課長 適用されます。

委員長 そうですね、結構でございます。

どうぞ。

宮坂委員 大きな問題ではありませんが、呼称の問題なのですが、子供園も、やはり園長、副園長という名前を使うのですか。

庶務課長 子供園も今は教頭職でありますので、副園長ということになるかと思えます。

宮坂委員 わかりました。

委員長 それでは特に異議がなければ、議案第2号から第4号は原案のとおり可決したいと思います。よろしゅうございますか。

では、異議がありませんので、そのとおり可決いたしました。

続きまして日程第4、議案第5号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

第22条第5項は、先ほど幼稚園教育職員にかかる議案でもご説明をしましたが、日曜日を超過勤務手当の割り増しとなる月60時間の算定基礎に含めることによりまして、月60時間を超える日曜日等の超過勤務手当の支給割合を引き上げるための改正でございます。

3ページ、第33条第3項は、東京都が、国庫負担金が縮減されることを踏まえて、支給月額を引き下げることから、区費教員も同様に引き下げるものでございます。その他、週休日にかかる規定を整備してございます。

最後に施行期日ですが、平成23年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまの議案第5号につきまして、ご説明がありました。これについてのご質問、ご意見はございませうか。ございますか、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは議案第5号について異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは次に、日程第5、議案第6号「杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について上程いたします。ご説明を引き続き、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

附属機関の構成員の報酬は、昭和60年以降、一斉に改定がされないまま経過してございます。報酬体系が附属機関によって異なることから、全体の整合性を図ること等といたします。そこで区の附属機関のうち、教育委員会に属する機関につきましても、新たに会長職等の区分を設けることから、この条例案の作成に当たって、教育委員会に意見聴取がされたものでございます。

最後から2ページ目の附属資料の3ページをご覧ください。

教育委員会に属する文化財保護審議会、図書館協議会、社会教育委員、郷土博物館運営協議会につきまして、新たに会長等の区分を新設してございます。

最後に施行期日ですが、平成23年4月1日から施行することとし、施行日以後の勤務にかかる報酬から適用することといたしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 それでは、今ご説明いただきました議案第6号について、ご質問、ご意見がございましょうか。ご異議ございませんか。

それでは異議がありませんでしたら、原案のとおり可決してもご異議ございませんか。

異議がありませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、日程第6、議案第7号「平成22年度杉並区一般会計補正予算（第5号）」について上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 それでは議案第7号、「平成22年度杉並区一般会計補正予算（第5号）」につきまして、ご説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出事業が12事業、繰越明許費の追加が3件でございます。

まず歳入歳出予算でございますが、事務事業名、エコスクールの推進等、備考欄に実績による

減と記載されている7事業につきましては、設計及び入札により差金が生じたので、減額補正をするものでございます。

次に、特別支援教育（障害児教育）ですが、桃井第三小学校におきます特別支援学級を1学級増設することに伴う改修経費を計上するものでございます。工事は、年度明けの7月に行いますので、予算を繰り越すことといたします。

次に、小学校の運営管理及び中学校の運営管理でございますが、歳入として、国の「住民生活に光りをそそぐ交付金」を見込みまして、小中学校での図書購入費として計上いたすものでございます。

次に、小学校就学諸援助及び中学校就学諸援助でございますが、支給者数の増に伴う就学諸援助費の増額を計上するものでございます。

1ページおめくりいただきますと、教育費全体の補正前の額、今回の1億8,751万2,000円の減額を行った補正後の額が記載されてございます。

次のページにまいりまして、3ページ目は繰越明許費でございます。まず、特別支援教育（障害児教育）ですが、特別支援学級の増に伴う教室の改修工事を実施しますが、財源でございます国の交付金が繰越明許の取り扱いであることから、同様に繰越明許費として計上するものでございます。

次に、小中一貫校の施設整備の小学校費及び中学校費の2事業でございますが、施設一体型小中一貫校の建設に伴う設計をプロポーザル方式に変更したことによりまして、地質調査の実施時期を変更する必要が生じたため、予算を繰り越すものでございます。

以上の繰越明許費に要する金額は記載のとおりでございます。

議案第7号につきましての説明は以上でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 議案第7号につきましてのご説明を伺いましたが、ご質問、ご意見ございましょうか。ないですか。

それではご異議がなければ、原案のとおり可決したいと思います。よろしゅうございましょうか。

異議がありませんので、議案第7号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、日程第7、議案第8号、「平成23年度杉並区一般会計予算」について上程いたします。庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは議案第8号、「平成23年度杉並区一般会計予算」につきまして、ご説明をいた

します。

平成23年度予算は、質の高い住宅都市杉並に向けてスタートする予算として編成をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして1ページ、予算編成に関する基本方針をご覧ください。

当該予算編成にあたりましては、区民生活を取り巻く社会環境や区民ニーズの変化、地域の動向や実情を十分に把握し、真のニーズを見極め、時宜を逸することなく必要な施策展開に努めるとともに、その必要性や執行体制・方法について検証を行い、見直すべきもの、発展・継承するもの、新たに取り組むべきものに分類し、適切な計上を図ること。また、昨年行われました杉並区版事業仕分けの実施結果について、十分に留意する等としてございます。

次に、3ページをご覧ください。

一般会計の款別集計表でございます。全体では、1,488億700万円、前年比1.6%のマイナスとなっております。リーマン・ショック後の厳しい社会状況のもと、区財政も特別区民税の減収など極めて厳しい状況に立たされておりますが、新たな基本構想を策定する年であり、これからの杉並を築く上で極めて重要な年と位置づけ、基金と起債を活用し、区民福祉の充実に努めているものでございます。

7款教育費につきましては、172億円余で前年比3.1%のマイナスとなっております。

続いて、教育費の主な内容につきまして、9ページ以降の資料でご説明をいたします。

9ページをご覧ください。

まず投資事業でございます。高井戸第二小学校の改築では、平成24年度の新校舎建設に先立ちまして実施設計を進めますとともに、既存体育館及びプールの解体、仮設校舎の建設を行います。統合校の施設整備では、平成25年4月の永福南、永福小学校の統合に向けて、永福小の体育館、プール棟の建設工事、それから既存校舎の改修工事に着手をいたします。

10ページにまいりまして、小学校及び中学校空調設備整備でございますけれども、本年6月までを目途に、普通教室へのエアコン設置工事を行いまして、夏季における良好な学習環境を確保いたします。小中一貫校の施設整備では、平成27年4月の開校に向けまして、新泉・和泉地区における施設一体型小中一貫校の基本設計を進めてまいります。井草中学校の改築では、平成24年7月の竣工に向けまして、引き続き新校舎の建設工事を進めてまいります。

11ページにまいりまして、大宮前体育館の移転改築では、平成25年6月の竣工に向けまして、旧荻窪小学校用地にて建設工事に着手をいたします。

続きまして、主な既定事業について、ご説明をいたします。

12ページをご覧ください。

まず教育ビジョンの推進では、区の新基本構想の策定にあわせまして、今後10年間における新たな杉並を目指す教育を実現させるための指針として、新教育ビジョン策定にかかる経費等を計上してございます。

13ページ、特別支援教育におきましては、発達障害児等への支援の充実を図るため、教育支援チームによる巡回指導を開始いたします。教育職員人事事務では、緊急雇用創出事業と合わせまして、学校司書の配置を今年度22校から44校に拡大し、学習情報センターとしての機能充実を図ってまいります。

14ページ、学校教育への支援では、経済的な環境にかかわらず、全ての子供に確かな学力を身につけさせることを目的としまして、区立中学校が夏季休業中に実施する補習事業の支援を行います。

15ページ、中学校の移動教室では、中学校進学に伴う生活環境や交友関係の変化に対応できる力を育てるため、中学校1年生を対象としまして、宿泊事業、フレンドシップスクールを14校で実施する経費を計上してございます。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

私から1つ質問します。

教育予算全体としては減っているわけですが、これは施設の建設とか色々なことがございますので、恒常的なことについて減っているとは思いません。しかし、この予算の決め方の段階で、最終的には区長が提示をして区議会で決定されるわけですが、起債もするというので、若干、私は余裕があるのではないかと考えているわけですが、この教育予算を区長に対して、区長部局に対して要求する時のものは、そのまま通ったのですか。やはり幾らか削られたのですか。

庶務課長 いや、どこの部局でもそうでございますけれども、我々が見積もりをして、財政当局に提出して、それぞれの段階で査定を行っています。査定につきましては、やはり他の部局と同様、かなり財政状況が厳しいということで、厳しい査定を受けています。その中では、教育予算としては、さほど大なたを振るわれたというところはございません。ただし、エコスクールは、エアコンを今回整備するというので、かなり大なたを振るわれていますけれども、新規事業を含めて、教育委員会として、重要事項として出させていただいたものについては、かなりつけていただいているというような気がいたします。

委員長 他に何かございますか。

どうぞ。

對馬委員 理科支援員7名と書いてありますが、全体では何校ぐらいの配置になるのでしょうか。

委員長 教育人事企画課長。

教育人事企画課長 7校でございます。

對馬委員 全体で7校ということですか。

教育人事企画課長 はい。

對馬委員 わかりました。

委員長 他にございますか。

細かい数字がたくさん出ておりますので、すぐに見て質問するのは、難しいと思います。正直なところ。

教育長 今のご指摘のとおり、細かい数字を洗っていけば、かなり削られたところや、新しくつけたところがあるのですが、予算を編成するにあたって、私どもが考えた基本的な戦略は、今、この間、2年、3年かけてやってきた事業を完成させる。例えば、学校司書を全校に配置するという、これはこの間、2年間、目標を持ってやってきています。これまでのペースでやるとすると、11名ずつ6年間かかる。しかし、それでは最初の設置校と最後の設置校では間に5年も開きが生じますから、当然、早急に全校に配置する必要があると。そうなれば、他のものを待ってでも、例えば学校司書の予算を大幅につけて、1年、2年の間に全校配置を目指す。こういった一方で、それではICT化等についてはどうするか。これは、学校に一応導入し終わって、新しい課題。例えば、大型のスクリーンであるとか、プロジェクターであるとか、そういったものについては、今後整備を要するものですが、同時に整備していくには予算がかなりかかりますので、そこには若干のタイムラグをつけて、まずは人的配置を先に行うと。次の段階で、そういったICT等の環境改善も図っていききたいというふうに基本的に考えています。

ですから今回、先ほど庶務課長から説明がありましたように、学校にエアコンを一気に導入するということからすると、約20億弱の予算が必要になります。一方で、校庭の緑化であるとか、屋上の緑化であるとか、壁面緑化であるとか、こういったものは、今後続けていくにしても、エアコン導入との兼ね合いの中で調整をしていく必要があると。その意味で、校庭の緑化については、これまでの計画を少しスピードダウンして、ゆっくりやるというような形で、めり張りをつけたというのが、今年の特徴だというふうに思います。

委員長 よくわかりました。それで司書22人を合計44にするということですね。

庶務課長 44名です。

委員長 結構です。他にございますか、何か。

まことに申し訳ありませんが、時間のこともございますので、これでよろしゅうございませうか。

それでは異議がありませんでしたら、このとおり可決いたしたいと思います。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何かございますか。

庶務課長 特にございません。

委員長 それでは、これで本日の臨時会を閉じます。